

判決年月日	平成29年12月21日	担当部	知的財産高等裁判所 第4部
事件番号	平成29年(行ケ)10083号		
<p>○ 発明の名称を「旨み成分と栄養成分を保持した無洗米」とする発明について、特許請求の範囲に製造方法が記載されているとしても、本件発明に係る無洗米のどのような構造又は特性を表しているのかは、特許請求の範囲及び本件明細書の記載から一義的に明らかであるから、明確性要件に違反するという事はできないとした事例。</p>			

(関連条文) 特許法36条6項2号

(関連する権利番号等) 特許第4708059号, 無効2015-800173号

### 判 決 要 旨

発明の名称を「旨み成分と栄養成分を保持した無洗米」とする発明に係る特許について、特許無効審判請求がされたところ、特許庁は、請求項1に係る発明についての特許を無効とし、請求項2及び3に係る発明についての審判請求は成り立たない旨の審決をした。本件は、特許権者が、審決のうち請求項1に係る部分の取消しを求める事案である。

審決は、請求項1に係る発明は、明確ではなく、その特許請求の範囲の記載は、明確性要件を満たさないとして、同発明についての特許を無効とした。

本判決は、以下のとおり、請求項1の記載は明確であって、これが明確性要件に違反するという事はできないとして、審決のうち、請求項1に係る部分を取り消した。

(1) 特許請求の範囲の記載及び本件明細書の記載によれば、請求項1は全体として、物の発明である「無洗米」を特定する事項の一部に製造方法が記載されているといえることができる。

(2) 特許請求の範囲に物の製造方法が記載されている場合であっても、当該製造方法が当該物のどのような構造又は特性を表しているのかが、特許請求の範囲、明細書、図面の記載や技術常識から一義的に明らかでない場合には、第三者の利益が不当に害されることはないから、明確性要件違反には当たらない。

(3) 特許請求の範囲請求項1には、本件発明は、玄米粒において、(a)表層部から糊粉細胞層までが除去され胚糊粉細胞層が米粒の表面に露出しており、(b)米粒の50%以上に「胚芽の表面部を削りとられた胚芽」又は「胚盤」が残っており、(c)糊粉細胞層の中の糊粉顆粒が米肌に貼り付けられた状態で米粒の表面に付着している「肌ヌカ」のみが分離除去されてなることを特徴とする、旨み成分と栄養成分を保持した無洗米の発明であることが記載されている。

また、本件明細書には、本件発明に係る無洗米の前段階である(a)(b)の米を製造するために摩擦式精米機により搗精し、かかる米から(c)の本件発明に係る無洗米を製造するために無洗米機を用いるということのほか、摩擦式精米機により搗精される米が(a)(b)以外の構

造又は特性を有することや、かかる米を無洗米機により無洗米としたものが、(c)以外の構造又は特性を有することをうかがわせる記載は存在しない。

以上のような特許請求の範囲及び本件明細書の記載によれば、請求項1の「摩擦式精米機により搗精され」という記載は、本件発明に係る無洗米の前段階である(a)(b)の構造又は特性を有する精白米を製造する際に摩擦式精米機を用いることを意味するものであり、「無洗米機(21)にて」という記載は、上記精白米から(c)の構造又は特性を有する無洗米を製造する際に無洗米機を用いることを意味するものであって、(a)ないし(c)のほかに本件発明に係る無洗米の構造又は特性を表すものではないと解するのが相当である。

そうすると、請求項1に「摩擦式精米機により搗精され」及び「無洗米機(21)にて」という製造方法が記載されているとしても、本件発明に係る無洗米のどのような構造又は特性を表しているのかは、特許請求の範囲及び本件明細書の記載から一義的に明らかである。